

○東京藝術大学演奏芸術センター運営委員会規則

〔平成9年3月27日〕
制 定

改正 平成19年3月28日 平成25年10月24日
平成26年7月17日 平成27年3月26日
平成30年5月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学演奏芸術センター規則第6条第2項の規定に基づき、東京藝術大学演奏芸術センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、演奏芸術センター長（以下「センター長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる重要事項を審議する。

- (1) センターの教育研究計画に関すること
- (2) 演奏会活動の企画実施に関すること
- (3) 奏楽堂の運営に関すること
- (4) 芸術文化の発信に関すること
- (5) その他センター長が必要と認めた事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、センター長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センターの専任の教授、准教授及び講師
- (2) 音楽学部教授会構成員（前号の教員を除く。）から選出された教員8人
- (3) 美術学部教授会構成員から選出された教員2人
- (4) その他センター長が指名する者

2 前項第2号、第3号及び第4号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第4号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、業務の実施に関する専門的事項について調査・検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会については、別に定める。

(会議)

第7条 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とする。

2 定例委員会は、毎月1回開き、臨時委員会は、センター長が必要と認めたとき又は委員総数の3分の1以上の請求があったときに開く。

(運営)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、可決することができない。

2 委員会の可決は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、音楽学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学演奏芸術センター（仮称）検討委員会規則（平成7年10月25日制定）は廃止する。

3 東京芸術大学演奏芸術センター（仮称）設置準備室要項（平成8年4月18日学長裁定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月17日から施行する。